

本事業を活用する意向のある方はこの用紙を提出して下さい。

経営体名 \_\_\_\_\_

## 農地利用効率化等支援交付金【選考基準表】

**未定**

## 申請に係る制限

過去に受けた国の機械等整備助成事業の目標が未達成の場合、同一の成果目標は設定できません。ついで、過去事業の目標で「売上高の拡大」、「経営コストの縮減」、「付加価値額の拡大」を設定していて目標を達成していない場合は、本事業への応募はできませんのでご注意ください。

ポイント基準項目		点数	該当項目に点数を記入
① 付加価値額の拡大	ア 現状ポイント 直近年の付加価値額が以下のいずれかとなっている。ただし、⑤の新規就農ポイントの加点を受ける者は除く。 <b>※付加価値額＝収入総額－費用総額＋人件費</b>	/	/
	a 300万円以上	1	
	b 600万円以上	2	
	イ 付加価値額の拡大率の目標ポイント 目標年度における付加価値額の目標の直近年からの拡大率が以下のいずれかとなっている。ただし、⑤の新規就農ポイントの加点を受ける者は除く。	/	/
	a 3%以上	1	
	b 10%以上	2	
	c 15%以上	3	
	d 20%以上	4	
	e 30%以上	5	
	ウ 付加価値額の増加額目標ポイント ⑤の新規就農ポイントの加点を受ける者は(イ)、その他の者は(ア)の取組に該当している。 (ア) 目標年度における付加価値額の目標の直近年からの増加額が以下のいずれかとなっている。	/	/
	a 100万円以上	1	
	b 200万円以上	2	
	c 300万円以上	3	
	d 400万円以上	4	
	e 500万円以上	5	
(イ) 目標年度における付加価値額の目標の直近年からの増加額が以下のいずれかとなっている。	/	/	
a 基準額(目標年度における就農後経過年数×50万円)以上	1		
b 基準額の10%増し以上	2		
c 基準額の20%増し以上	3		
d 基準額の30%増し以上	4		
e 基準額の40%増し以上	5		
② 経営面積の拡大	以下のいずれかの取組に該当している。	/	/
	a 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より4ha(施設園芸作の場合は20%、果樹作の場合は10%)以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	5	
	b 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より2ha(施設園芸作の場合は10%、果樹作の場合は5%)以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	4	
	c 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている、又は目標年度に現状より4ha(施設園芸作の場合は20%、果樹作の場合は10%)以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	3	
	d 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている、又は目標年度に現状より2ha(施設園芸作の場合は10%、果樹作の場合は5%)以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	2	
	e 上記aからdまでに該当しない経営体で、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている。	1	

ポ イ ン ト 基 準 項 目		点数	該当項目 に点数を 記入
③	労働時間の短縮	栽培技術等の改善、作業の効率化等により農作業の一部又は全部の労働時間について、aからcまでのいずれかの取組に該当している。	/
		a 目標年度までに10%以上削減することとしている。	1
		b 目標年度までに20%以上削減することとしている。	2
		c 目標年度までに50%以上削減することとしている。	3
④	経営管理の高度化	以下に該当する場合はそれぞれ加点する。	/
		ア 現在、法人化している又は目標年度までに法人化することとしている。	2
		イ GLOBALG. A. P又はASIAGAPの認証を取得している。	1
		ウ 農業版事業継続計画(BCP)(簡易版を含む)を策定している。	1
		エ 青色申告を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	1
オ 有機JASの認証を受けている又は目標年度までに認証を受けている面積を拡大する。(新規で認証を受ける場合も含む。)	1		
⑤	新規就農	事業実施年度に就農する者又は就農後5年以内の者である。ただし、認定就農者である場合に限る。	2
		以下に該当する場合はそれぞれ加点する。	/
		a 50歳までに就農した者である場合(法人にあっては、役員が50歳以下である場合に限る。)	2
		b 事業実施年度以降に新規就農者育成総合対策の交付を受けない場合	1
⑥	農業者の育成	農業研修生(国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く。)を受け入れている。	1
		以下に該当する場合は加点する。	/
		受け入れた農業研修生が、過去5年以内に研修を修了して独立し、認定就農者又は認定農業者となった場合	1
⑦	女性の取組	以下のいずれかに該当している。 ア 女性農業者(自らが農業経営を行っている又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者) イ 代表者が女性であるか、役員若しくは構成員のうち女性が過半を占める法人又は任意組織 ウ 法人又は任意組織であって、部門間で区分経理を行っている場合に女性が当該部門の責任者であるもの	3
⑧	輸出事業計画との連携	助成対象者又は助成対象者が所属する団体等が策定した輸出事業計画の認定がされており、導入する機械等がその計画の取組内容に関連するものであるもの。	1
⑨	他産業との連携	【先進タイプのみ】以下に該当する場合はそれぞれ加点する。	/
		ア 経営体自ら生産・加工・販売の一体化を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	2
		イ 異分野の事業者と連携し、生産現場のICT・IoT活用、物流の効率化、外食産業や小売業等との契約栽培等の経営の高度化を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	2
⑩	多様な人材の育成・確保	【先進タイプのみ】以下のいずれかの取組に該当している。 ア 農業の担い手・労働力不足解消のため、多様な人材(障がい者、高齢者等)が就労している又は就労の環境整備を行っている。 イ 地域産業の理解促進に向け、施設給食(子ども食堂、学校・病院・福祉施設等)への食材提供を行っている。	2
		ポイント 合計	

※採択の可能性を高めるため、**15ポイント**以上獲得できない方は申請をお断りしておりますので、ご理解の程お願いします。

※ポイントの算出根拠となる資料をご持参ください。

※必ず達成できる目標に点数を記入してください。目標を達成できなかった場合、補助金の返還となる場合があります。

※本事業を実施できるかどうかは未定であり、採択を保証するものではありません。